# ワイマル期ドイツの「アメリカ債」と 「ロンドン債務協定」

----金融史と農業史:交錯の一齣----

加藤房雄

### 1 問題

東プロイセンのドーナ(Dohna)家の事例分析に基づき、ワイマル期の「アメリカ債」 (Amerika-Anleihe) の役割を検討したかつての成果 を踏まえて構想された本稿の当面の課題は、1920~30年代におけるドイツの「債務問題」 (Schuldenfrage) の実体と帰趨を、アメリカ債に着目する問題視角から明らかにしつつ、「ロンドン債務協定」(1953年)の「波乱万丈の前史」 の重要性を把握した上で、当該協定の歴史的意義の理解を目指す金融史的追究を試みることである。1925年10月から1928年6月までの間に計五回発行されたアメリカ債に注目する本稿の元々の着想は、わたし自身の「世襲財産(Fideikommiss)論」 を彫琢するための不可欠の一環として、東プロイセンを取り上げ、マックス・ウェーバー(Max Weber)のいわゆる「大世襲財産」 の属性を持つ「ドーナ伯爵家統合領」 (eine vereinigte Grafschaft Dohna) に関する農業史の資料を探る中で、ドーナ家におけるアメリカ債の在りかに気づき、その比重の大きさに驚嘆したアルヒーフ・アルバイトに端を発している。ドーナ家は、ラウク(Lauck)、シュロビッテン(Schlobitten)、シュロディーエン(Schlodien)の三つの系統に大別されるが 、ラウク系のアメリカ債は、1927年時点で計1,366,000マルク(Reichsmark 以下RM)の高額に達した。短期を含む全負債(約215

<sup>1</sup> 加藤房雄「ワイマル期ドイツにおける大土地所有の苦闘——『ドーナ家』の事例と『アメリカ債』の意義——」『歴史と経済』第216号(2012年7月)。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Ursula Rombeck-Jaschinski, Das Londoner Schuldenabkommen. Die Regelung der deutschen Auslandsschulden nach dem Zweiten Weltkrieg, München 2005, S. 41 u. 52.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Christoph Buchheim, Das Londoner Schuldenabkommen, in: Ludolf Herbst (Hrsg.), *Westdeutschland* 1945-1955. *Unterwerfung, Kontrolle, Integration*, München 1986, S. 222.

フィデイコミスに関する『ドイツ世襲財産と帝国主義――プロイセン農業・土地問題の史的考察――』(勁草書房、1990年)と『ドイツ都市近郊農村史研究――「都市史と農村史のあいだ」序説――』(勁草書房、2005年)の研究成果を踏まえた最近の作品、「大土地所有の苦闘」、「ドイツ世襲財産制史小論――ウェーバー論再考――」『立命館経済学』第61巻第5号(2013年1月)、「ワイマル期ドイツの世襲財産と森林問題――『世襲財産廃止法』の意義――」『歴史と経済』第220号(2013年7月)、「プロイセン世襲財産法案(1903年)の内容とその意義――フィデイコミス問題の重要性――」『広島大学経済論叢』第38巻第1号(2014年7月)、「ドイツ農村社会の苦闘と終焉――東プロイセンの世襲財産所領の事例に即して――」『広島大学経済論叢』第38巻第2号(2014年11月)を参照。さらに、独文の論考として、vgl. Fusao Kato, Vom Fideikommiss zum Familiengut. Das Beispiel des Sanierungsversuchs der Grafschaft Dohna in Ostpreußen, in Karl Hardach (Hrsg.), *Internationale Studien zur Geschichte von Wirtschaft und Gesellschaft*, Frankfurt am Main 2012; ders., Fideikommiss und Wald in Preußen unter besonderer Berücksichtigung der Auflösung des Waldfideikommisses, in: *The Hiroshima Economic Review*, Vol. 37, No. 3, March 2014; ders., Probleme der preußischen Fideikommisse, in: *The Hiroshima Economic Review*, Vol. 39, No. 1, July 2015.

万マルク)の六割以上が、アメリカ債だった<sup>8</sup>。アメリカ債は、現代ドイツ農業史・大土地所有 史研究にとっても、決して無関係の存在ではなかったのである。ドイツ金融史上の債務問題は、その限りにおいて、農業問題(Agrarfrage)と密接不可分の関係に立ち、それは、世襲財産問題<sup>9</sup>についてもまた、決して例外ではない。この点をめぐる問題の所在を示すために、本稿では、の ちに、ドーナ家世襲財産の個別事例に即して、ドイツ大土地所有の「合理的」存在形態を剔出する検討を試みる。金融史と農業史が交錯・重畳する独自の研究領域の開拓が展望されるであろう。だが、その前に、本稿にとって必要な限りで、アメリカ債発行の金融史的背景を見ておきたい。

### 2 ドイツ金融史の二局面

### (1) 1924年・1928年の重要性10

ドルに対するマルクの為替相場は、第一次大戦終了時の1918年11月、1ドル=7.43マルクだったが、翌年5月、13.50マルク、そして同年12月には、48.43マルクに下落した。とりわけ、ヴェルサイユ条約が批准された1920年1月10日以後、相場の急落は激しさを増し、同年2月9日には、103.75マルクにまで下がるほどの崩落を記録した。レンテンマルク(Rentenmark)に代わりライヒスマルクが導入された1924年9月1日以降、ドルとマルクの換算率は、ようやく1914年以前と同一の1ドル=4.20ライヒスマルクの線に復帰し、「ドイツ為替相場の安定」」がもたらされ

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Max Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen (1904), in: *Max Weber Gesamtausgabe*, Abt. 1, Schriften und Reden, Bd. 8, Tübingen 1998, S. 164 ff. 「小世襲財産」と「大世襲財産」の類型的相違は、ウェーバー「世襲財産論」の核心をなす。ベロウ(Georg von Below)に宛てた 1904年7月19日付の手紙で、彼自身、明言する。「わたしにとっての中心的観点は、古い歴史的貴族の手中にある旧世襲財産と近代的な資本主義的成金世襲財産との区別である。両者の働きは、あらゆる点で全く違う」。言うまでもなく、前者が「大世襲財産」である。Vgl. *Max Weber Gesamtausgabe*, Abt. 2, Briefe, Bd. 4, Tübingen 2015, S. 244.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz (以下GStA PKと略記), I HA, Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 44297, Graf zu Dohna-Lauck'sches Familienfideikommiss, 1846-1934, Bl. 26.

Vgl. GStA PK, I HA, Rep. 89, Geheimes Zivilkabinett, jüngere Periode, Nr. 30869 (Standesherren, Fideikommisse), Dohna, Fürsten und Grafen zu, 1840-1918, Bl.109 f.

<sup>8</sup> 加藤房雄「大土地所有の苦闘」第6表「ドーナ家の負債」参照。

<sup>9</sup> プロイセンにおける世襲財産(フィデイコミス)の廃止は、1920年11月19日の「廃止令」以降、「保護林」ないしは「森林農場」の形成を伴いながら、徐々に進む。だが、譲渡・質入れの制限下に置かれたフィデイコミスの法律上の廃止後もなお、「農林業の一体的経営」と「財産(森林)の不分割」という「フィデイコミスの二重の長所」は、止揚されずに保存される。加藤房雄「世襲財産と森林問題」37頁、参照。フィデイコミスと「多面的問題群のコンプレクス」と言うべき多様かつ多彩な現実の世襲財産問題との違いは、おのずから明らかである。加藤房雄「世襲財産法案の内容とその意義」40、44-45頁、参照。

in: Deutsche Bankengeschichte. Herausgegeben im Auftrag des Instituts für bankhistorische Forschung e. V. von seinem Wissenschaftlichen Beirat, Bd. 3, Vom Ersten Weltkrieg bis zur Gegenwart, Frankfurt am Main 1983, S. 37 u. 70 f. 1 さ 地 ス

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Carl-Ludwig Holtfrerich, Amerikanischer Kapitalexport und Wiederaufbau der deutschen Wirtschaft 1919-23 im Vergleich zu 1924-29, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 64, Wiesbaden 1977, S. 526.

る。三か月までの短い満期の短期金融市場の年平均金利を見ると、1925年、ドイツ以外のおもな諸国では平均3.74%にすぎなかったのに対して、ドイツにおいては、9.13%の高い数値を示し、それは、1928年、3.88%対7.55%、そして、1930年、2.61%対5.49%と推移する。ドイツの資本市場の利子は、おおむね諸外国のほぼ2倍の水準を維持した。ドイツは、外国の資産家にとって、魅力的な投資国となったのである。

他方、ドイツは同時に、「きわめて安定的な債務国」 と目されていた。中央発券銀行が国際的な管理下に置かれたばかりではなく、賠償金エージェント(Reparationsagent)のギルバート(Parker Gilbert)が、ドイツの支払い能力を監視したからである  $^{13}$ 。こうして、1924年以降、外国の貸付金がドイツに殺到する。1930年秋までのドイツの対外債務は、250~260億マルクにまで膨れ上がった。さらに、ドイツの土地所有や株券などへの約68億マルクの外国からの直接的な資本投下が加算される。これに対して、ドイツから外国へ向かう逆方向の長期的投資を含む債権の総額は、110~130億マルクだった。ボルン(Karl Erich Born)は、同期間の対外債務の実額について、少なくとも130~150億マルクを下ることはないと見積もっている。ライヒスマルク導入の効果は、絶大であった。

この間の実情を示す表 1 によれば、資本輸出を上回る資本輸入の超過額は、七年間の累計で、約182億マルクに上った。その内訳をみると、43億マルクの1928年が、最高値を記録している。合計5,100万ドル(=2 億1,420万マルク)のアメリカ債が起債されたのは、この年のことだった。これに先立つ1924年、総額 8 億マルク(Goldmark 以下 GM)のドーズ債(Dawes-Anleihe)が発行される。その半分以上は、アメリカでまかなわれており、発行に際して大きな役割を果たした投資銀行の J. P. Morgan が、そのうちの 1 億1,000万ドルを拠出した $^{14}$ 。最大の債権国アメリカとの

表 1 ドイツの資本輸入の超過額(1924~30年)

(単位:10億RM)

	長期	短期	分類不能	合計
1924	1.0	1.5	0.4	2.9
1925	1.1	0.3	1.7	3.1
1926	1.4	0.1	-0.9	0.6
1927	1.7	1.8	0.4	3.9
1928	1.7	1.4	1.2	4.3
1929	0.6	1.1	1.1	2.7
1930	1.6	0	-0.9	0.7
合計	9.1	6.2	2.9	18.2

出典)Carl-Ludwig Holtfrerich, 'Amerikanischer Kapitalexport und Wiederaufbau der deutschen Wirtschaft 1919-23 im Vergleich zu 1924-29' in *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 64, Wiesbaden, 1977, S. 501, Tabelle 2 より作成。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> K. E. Born, Vom Beginn, S. 71.

Vgl. K. E. Born, Vom Beginn, S. 63; U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 47; William C. McNeil, American Money and the Weimar Republic. Economics and Politics on the Eve of the Great Depression, New York 1986, pp. 214 f.

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Vgl. K. E. Born, Vom Beginn, S. 62-64; U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 47.

関係は、ドイツにとりきわめて重要な意味を持つ。表 1 が示す七年間の総額182億マルク中、アメリカが95~100億マルクの過半を占めた点が、注目される 15。1924年と1928年の重要性は、明らかである。それは、この間に、五次に亘って、本稿が対象とするアメリカ債が発行されたことからも理解されるであろう。ロンベック・ヤシンスキー(Rombeck-Jaschinski)は、1924年を、「アメリカ資本市場に対するドイツの従属 16 が始まった一つの転換点と捉えるのである。「ドーズ債 発行の結果、アメリカのドイツ向け資本輸出は加速する。したがって、ドイツの「金融的脆弱性とアメリカ資本(American capital)への従属 17 は、以後、いっそう深化したと言わなければならない。

#### (2) 1931年の「七月危機 | 18

1931年5月11日、オーストリア信用銀行(Österreichische Creditanstalt)の1930年度決算報告において、同行の株式資本1億4,500万シリング(Schilling)に匹敵する1億4,000万シリングの損失額が公表される。同日以降、取り付けにさらされた同行は、やがて支払い不能に陥る。ドイツの大銀行の年度末決算を知った多くの外国人債権者も、オーストリア信用銀行の債権者同様の不安にかられ、貸付資金の引き上げを図る。オーストリアに端を発した取り付けは、ドイツにも飛び火したのである。1931年5月下旬、デパート・コンツェルンのカールシュタット(Karlstadt)における重大な相場差損が露呈した結果、5月30日、損害保険会社ノルトシュテルン(Nordstern)は、2,800万マルクの損失を被った。こうして、外国人債権者の動揺は、いやが上にも強まらざるをえなかった。ライヒスバンクは、6月の最初の六日間だけで、計1億6,400万マルクの外貨を用立てて、信用貸しの解約を外国から告知され貸付金の返還を迫られた諸銀行に救いの手を差し伸べざるをえなかった。この六日間を含む6月の半月間に、ライヒスバンクが注ぎ込んだ金と外貨の合計は、5月末の金・外貨保有高25億8,000万マルクの半額を優に超える14億マルクにも達した。この間、ダナート銀行(Darmstädter und Nationalbank, Danat-Bank)の窮状は、つとに人々のうわさに上っていたが、1931年6月、ダナート銀行をメインバンクとするノルトヴォレ(Nordwolle)をめぐるスキャンダルが発覚する。

ドイツのみならずヨーロッパ大陸最大の繊維コンツェルンのノルトヴォレが持つ株式資本は7,500万マルク、そして、帳簿上の正規の予備金は、1,500万マルクであった。「生まれながらの強気筋」<sup>19</sup>だった同社の代表取締役社長ラフーゼン(Carl Lahusen)は、羊毛価格の不断の上昇を見込んで、投機的なウール買いを繰り返す。だが、1931年6月、同社の1928年以降の損失は、2億マルクに達した事態が判明する。これに加えて、同社の借方は1億4,000万マルクを数えただけだったのに、6,700~6,800万マルクの対外債務を含む約1億8,000万マルクもの巨額の債務負担が、ノルトヴォレには残っていた。1931年の夏までラフーゼンが固執した策は、監査役と債権者に対して、損失をひたすら隠し続ける「不透明で不真面目な業務行為」<sup>20</sup>だった。彼は、オランダの子会社ウルトラ・マレ(Ultra Mare)を隠れみのとして、ノルトヴォレの損失が、あたかも、子会社に対する親会社の債権として現れるかのように帳簿を操作して、「粉飾」<sup>21</sup>(Fälschung)を施す

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Vgl. C.-L. Holtfrerich, Amerikanischer Kapitalexport, S. 502.

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 47.

Jon Jacobson, The Reparation Settlement of 1924, in: Gerald D. Feldman et al. (eds.), Consequences of Inflation, Berlin 1989, p. 108.

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 叙述は、主として K. E. Born, Vom Beginn, S. 107-121に拠る。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> K. E. Born, Vom Beginn, S. 111.

Ders., Die deutsche Bankenkrise 1931. Finanzen und Politik, München 1967, S. 75.

悪質な手を使ったのである。1931年 2 月、監査役会は、ウルトラ・マレに関する約 4 か月間の調査の末、ようやく粉飾決算の実態を突き止める。同年 7 月21日、ノルトヴォレの破産手続きが開始された $^{22}$ 。

スキャンダラスなノルトヴォレの事件は、「ドイツ企業の堅実性」やの外国の信頼を揺るがさないわけには行かなかった。ライヒスバンクは、ただちに1億7,000万マルクの外貨を用意している。ノルトヴォレの倒産がメインバンクのダナート銀行に与えた打撃は、深刻だった。同行がこの件ゆえに被った5,000万マルクの損害は、同行の株式資本に比して、1,800万マルクも多かったからである。そして、ノルトヴォレの第二のメインバンクのドレスデン銀行(Dresdner Bank)もまた、その実情は、ダナート銀行と大同小異の危険な状況下にあったき。7月11日、ダナート銀行頭取ゴルトシュミット(Jakob Goldschmidt)は、ライヒ首相ブリューニング(Heinrich Brüning)に宛てて、当行には、7月13日以降、もはや窓口を開ける見込みはないと報告している。ダナート銀行は、直近の8週間だけで、約6億5,000万マルク相当の借金を返済しなければならなかった。窓口の閉鎖時点で、同行には、なお4億6,000万マルクの対外債務を含む、およそ15億マルクもの負債が残っていたのである。そのうち、6億3,100万マルクの満期は、1週間以内に迫り、別の6億5,000万マルクは三か月満期だった。楽観的にすぎる景気予測を不用意に信じて、あまりにも多くの貸出の申し込みに安易に応じたゴルトシュミットの経営責任は、重大である。彼は、「浅薄な、投機好き銀行家の典型」 であった。この場合の本質的な問題点が、「短期外債」 (die schwebende Schuld des Auslandes) の圧倒的比重だったことは明らかである。

いや、ダナート・ドレスデン両銀行だけではない。当時、ドイツの諸銀行は、ドルを中心とする外貨建ての計55億マルクに達する短期の外債を抱えていた。これに対して、ライヒスバンクによる金・外貨のストックは、16億マルクに留まった。しかも、そのうちの6億3,000万マルクは、賠償金をドイツが支払うために必要な資金供与上の規定を守るために、諸外国の発券銀行によって、短期的に貸付けられたものだったので、ライヒスバンクは、これに手を付けることができなかった。ライヒスバンクには、同行とのドイツ国内の取引銀行を、外国債権者の取り付けに対抗して長期間に亘り守りうる有効なすべが、なかったのである。ダナート銀行において象徴的に見られたとおり、「余りにも多くの短期外債」でが、「一つの銀行システムの終幕」でを告げるその「病原体」でたことは、明白である。1931年7月11日は、ドイツ銀行史に残る一日となった。上述のダナート銀行に加えて、ライン州のランデスバンクもまた、完全な支払い不能に陥ったからである。ライン州の貯蓄銀行(Sparkasse)は、プロイセン公営のランデスバンクに強く依存する銀行だった。それゆえ、プロイセン政府が、ランデスバンクの経営指揮権を手放し、それを、ライ

Gerald D. Feldman, Die Deutsche Bank vom Ersten Weltkrieg bis zur Weltwirtschaftskrise 1914-1933, in: Lothar Gall et al. (Hrsg.), *Die Deutsche Bank 1870-1995*, München 1995, S. 294.

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Vgl. K. E. Born, Bankenkrise, S. 76.

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Ders., Vom Beginn, S. 111.

Vgl. ders., Vom Beginn, S. 130; Holger-René Bruckhoff, Zur Entwicklung der Zentralbanken und der Bankenaufsicht in Deutschland und in den Niederlanden. Ein Rechtsvergleich aus rechtshistorischer und zeitgeschichtlicher Perspektive, Frankfurt am Main 2010, S. 27 f.

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> K. E. Born, *Bankenkrise*, S. 97.

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> C.-L. Holtfrerich, Amerikanischer Kapitalexport, S. 514.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> K. E. Born, Vom Beginn, S. 123.

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> G. D. Feldman, Die Deutsche Bank, S. 293 ff.

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> K. E. Born, Vom Beginn, S. 123.

ヒの特命委員に委ねることを条件として、ただちに、ライヒの救済措置が講じられる。ライヒ政府の仲介のもと、ライヒスバンクは急遽3,000万マルクを用立てた。特命委員は、一方では、この3,000万マルクを使って、分割払いを求める債権者の要求を一定程度かなえつつ、同時に他方において、ランデスバンクの財政が立て直されるまで、債権者が支払い猶予に応じるよう働きかけるという、困難な仕事を引き受けたのである。

小括すると、「七月危機」を直接的原因とするわけではないにせよ、これによって、「『組織資本主義』の非組織的状態」<sup>30</sup>を露呈させた、当時のドイツ資本主義の「制度的・構造的脆弱性」<sup>31</sup> は、次のように要約されるであろう。すなわち、ノルトヴォレの事例が示すとおり、ドイツの株式会社の経営陣にとり、株主・監査役・債権者に対して、自社の芳しくない内情を当面、隠しておくことは、さして困難なことではなかった。そればかりではない。これに加えて、きわめて多くの株式会社・銀行が、不況時の自社株の下落を抑えるため、自社株を買う作為的な術策による相場操作を行っていたのである。「株式法改正の必要」<sup>32</sup>に迫られたライヒ政府は、後者の欠点を是正するため、1931年9月19日、「改訂版株式法」<sup>33</sup>を発布して、重大な損害を防ぐ場合に限り、株式の10%を上限として、自社株の取得を株式会社・銀行に認める改正措置を講じた。「ドイツ銀行システムの病原体」<sup>34</sup>が露呈した1931年は、このように、ドイツ資本主義のシステム上の二重の欠陥が明るみに出た点でも、ドイツ金融史に刻まれる年だったのである。

### 3 ドイツ農業史の二つの問題

1924年から1931年の「七月危機」に至る時期は、したがって、たとえ十年に満たぬ比較的短い期間だったにせよ、ドイツ金融史に刻まれる一つの重要局面であった。それは、本稿が着目するアメリカ債が、ちょうどこの時期に発行された事実からも看取されよう。ドイツ・レンテンバンク - 信用銀行(Deutsche Rentenbank-Kreditanstalt)は、1925年10月から1928年5月までの四回に亘り、合計 1 億3,100万ドルの「アメリカ債」を $^{35}$ 、続いて、ドイツ・ランデスバンク本店(Deutsche Landesbankenzentrale)も、1928年6月、2,500万ドルを起債したのである $^{36}$ 。その総額は両行併せて、1億5,600万ドルに達する。これに加えて、「ロンドン債務協定」の終結を告げる外債として研究史上しばしば取り上げられた、スウェーデンのマッチ王(Zündholzmagnat)クロイガー(Ivar Kreuger)による1億2,500万ドルのクロイガー債(Kreuger-Anleihe)は、時あた

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> G. D. Feldman, Die Deutsche Bank. S. 296.

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> K. E. Born, Vom Beginn, S. 130.

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> G. D. Feldman, Die Deutsche Bank. S. 298.

Verordnung des Reichspräsidenten über Aktienrecht, Bankenaufsicht und über eine Steueramnestie. Vom 19. September 1931. *Reichsgesetzblatt*, Teil 1, Jahrgang 1931, Berlin 1931, S. 493-511.

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> K. E. Born, Vom Beginn, S. 123.

<sup>35</sup> Vgl. Bundesarchiv Berlin (以下 BArch Berlin と略記), R 2 Reichsfinanzministerium, Nr. 183, Handakten des Min. Dirig. Dr. Schwandt, Bd. 2, 1933-1945, fol. 52. 史料は、ドイツ・レンテンバンク - 信用銀行の1940年度営業報告。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Vgl. BArch Berlin, R 2 Reichsfinanzministerium, Nr. 13839, Deutsche Landesbankenzentrale AG, Berlin. Landwirtschaftliche Umschuldungskreditaktion von 1928, fol. 43. 史料は、ドイツ・ランデスバンク本店とラントラート(Landrat)von Bitterなどの関係当事者との間で行われた1938年12月8日の協議記録。議題は、1928年の借換え措置の編成替え(Umstellung)。

かも、1928年の翌年に発行された社債であった<sup>37</sup>。「ロンドン債務協定」の前史の一部をなす当該時期の重要性は、明らかである。では、アメリカ債を媒介環として、密接不可分の相互関係に置かれた金融と農業の両分野は、いったいどのように交わり、重なり合ったのか。別言すれば、当該協定の前史における「金融史と農業史の交錯・重畳」は、いかなる様相を呈するものだったのか。この点の検討が次の課題である。

#### (1) 小農民とポーランド系住民38

ランデスバンク本店が1928年に起債したアメリカ債 1 億500万マルク(= 2,500万ドル)は、ランデスバンクの支店網を通じて、ドイツの各地に配布された。最大の借り手の東プロイセンは、「農業向け救済プログラム」 の枠組みの中で、全体の29%に当たる3,044万9,700マルクの貸付金を得た 金体として見れば、東プロイセンを中心に、当該のアメリカ債のほぼ六割がドイツ東部に割り当てられたのである るっさて、ランデスバンクが行った「東プロイセン救済」 (Ostpreußenhilfe) の活動内容を記録した史料 に残る実名入り一覧表から、1933年後の三年間に、三つの組織を含む計103人の当事者が、およそ255万マルクを「償却」 (Tilgung) したことが分かる。103名の借り手が返済した金額中、最大は、グレーベン (Groeben)の183,300マルクだったが、クライン (August Klein) の7.20マルクを最下端とする平均30マルク強のみにすぎぬ小口の返済を行った者12人と、その直近上位に位置する平均400マルク強の23人の存在が無視されてはならない。

それゆえ、ポーランド人問題を加味した上で、「小農民への貸付金」47 (Kleinbauerndarlehen) の

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Vgl. U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 10 u. 32; Lothar Gall, Der Bankier Hermann Josef Abs. Eine Biographie, 3. Aufl., München 2005, S. 203.

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> 資料として、プロイセン農林省文書を使用する。GStA PK, I HA Rep. 87, Ministerium für Landwirtschaft, Domänen und Forsten, Nr. 19443, Ostpreußenhilfe 1932.

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Bruno Buchta, *Die Junker und die Weimarer Republik. Charakter und Bedeutung der Osthilfe in den Jahren 1928-1933*, Berlin 1959, S. 43.

Vgl. Graf Henning von Borcke-Stargordt, Der ostdeutsche Landbau zwischen Fortschritt, Krise und Politik. Ein Beitrag zur Agrar- und Zeitgeschichte, Würzburg 1957, S. 39 f.

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> Vgl. ebenda.

BArch Berlin, R 2301 Rechnungshof des Deutschen Reiches, Nr. 3242, Ostpreußenhilfe. Umschuldung, Pächter-, Fischerei-, Kleinbauernkredite u. Disagiozuschuss. 1933-1936, fol. 2-7.

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> BArch Berlin, R 2301 Rechnungshof des Deutschen Reiches, Nr. 3242, fol. 2-40 u. 73-86. 史料は、1933年9月30日からの三年間に亘って、ランデスバンクが行った「東プロイセン救済」の活動内容について、同州の借換え公債信託会社(Treuhandstelle für Umschuldungskredite)が吟味し、ライヒの会計検査院に提出した地域会計検査(die örtliche Prüfung)である。当該検査における「東プロイセン救済」の用語は、1927・28年の同名の法律措置のみならず、ランデスバンク本店のアメリカ債、そして、ライヒの前貸し(Vorschuss)、ならびにドイツ工業・債務銀行(Bank für deutsche Industrie-Obligation, Bafio)の資金も含む広い意味で使われている。それは、「東部救済」とも連続的ないしは同義的な、言わば広義の「東プロイセン救済」である。Vgl. BArch Berlin, R 2301 Rechnungshof des Deutschen Reiches, Nr. 3242, fol. 2-7 u. 34 f.

<sup>4</sup> この問題については、別稿「1920年代以降期のドイツにおける『アメリカ債』の償却――ロンドン債務協定(1953年)の前史に関する一考察」(『社会経済史学』第82巻第 4 号2017年 2 月、掲載予定)を用意して、その詳細を吟味する。なお、この金額(255万マルク)は、東プロイセンにおける1933年から1936年までの償却額690万マルク強の約37%に相当する。Vgl. BArch Berlin, R 2301 Rechnungshof des Deutschen Reiches, Nr. 3242, fol. 6 u. 18.

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> BArch Berlin, R 2301 Rechnungshof des Deutschen Reiches, Nr. 3242, fol. 35 u. 73.

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> BArch Berlin, R 2301 Rechnungshof des Deutschen Reiches, Nr. 3242, fol. 76.

実態を検討する必要があるであろう。1932年 7月12日、「東プロイセン・ポーランド人同盟」代表ドニミルスキー (Kazimierz von Donimirski) は、東プロイセンにおけるポーランド人農業家の現下の窮状について、ドイツの貸付金対策を批判して講演し、ポーランド人にはドイツの「東部救済」の恩恵は全然行き渡らず、彼らは、資金面での余裕を欠くポーランド系銀行の資金供与に頼るしかないと訴えた (少数民族のポーランド系農業家の実情を考慮に入れた報告を、マリーエンヴェルダー (Marienwerder) 県知事のブディング (Karl Budding) から要請されたシュトゥーム (Stuhm) 郡ラントラート (Landrat) のツィンマー (Alois Zimmer) は、「即刻プログラム」 (1926年) 以降の「東部救済策」の枠組みにおける同郡での貸付金の給付状況を対置して、次のように反論した (ものポーランド系農業に供与された。次に、1927~28年の「東プロイセン援助」に際しては、合計25人への総額150,250マルク中、八件は、650~2,300マルクの「小農民への貸付金」だった (こうらい、ポーランド人六名を含む計237人からの申し込みを受けた1930~31年の「東部救済」の場合は、ドイツ人13名への計220,400マルクとポーランド系七人に対する55.400マルクの資金提供が行われている (こう)

実名入りで列挙されたこれらの事実に基づいて、ツィンマーは、シュトゥーム郡における少数 民族のポーランド人が、自余のドイツ系住民に比べて、より劣悪で不当な取り扱いを受けたと論 断できる根拠は基本的にないと結論づけて、報告を終えている⁵¹。彼の結論の当否は、ひとまず 措くとして、少なくとも、以下の二点に疑問の余地はないであろう。すなわち、まず第一に、「アメリカ債」は、前述のとおり、1925年以降1928年まで、立て続けに合計五回起債されたものなので、シュトゥーム郡にも、一連の「東プロイセン救済策」の一環として、金額の特定は難しいにせよ、アメリカ債による一定額の貸付金が流入したこと、そして、第二に、シュトゥーム郡の一事例にすぎぬとは言え、アメリカ債を不可欠の一資金源とする「東プロイセン救済策」にあっては、次に見るドーナやグレーベンのような一部の大土地所有者だけが潤ったわけでは必ずしもなく、小農民、ならびに、小農民層を中核とするポーランド系住民にも、一定の配慮が加えられたこと、以上である。

#### (2) ドイツの大土地所有

次に、アメリカ債の「返還」<sup>55</sup>(Rückgabe)を断行した一部の大土地所有者の行動様式が検証されなければならない。その典型例は、ドーナ家シュロビッテン系のアレクサンダー(Alexander)であろう。1934年、彼は、ベルリンの「工業銀行」(Bafio)を通じて、「東部救済策」用のより低利の信用を得ることに成功し、アメリカ債に頼らない別の財政建て直し策を講じた。1936年以降、

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> GStA PK, I HA Rep. 87, Ministerium für Landwirtschaft, Domänen u. Forsten, Nr. 19443, Bl. 439.

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> Vgl. www.ostpreussen.net/ostpreussen/orte.bericht=871, abgerufen am 17. 10. 2014.

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> Vgl. GStA PK, I HA Rep. 87, Ministerium f
ür Landwirtschaft, Dom
änen u. Forsten, Nr. 19443, Bl. 436.

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> Vgl. GStA PK, I HA Rep. 87, Ministerium für Landwirtschaft, Domänen u. Forsten, Nr. 19443, Bl. 437 f.

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> GStA PK, I HA Rep. 87, Ministerium für Landwirtschaft, Domänen u. Forsten, Nr. 19443, Bl. 438.

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> Vgl. GStA PK, I HA Rep. 87, Ministerium für Landwirtschaft, Domänen u. Forsten, Nr. 19443, Bl. 438 f. 小農民の8人中、少なくとも Seroczinski(Stuhm郡在)以下 5 人は、ポーランド系である。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> Vgl. GStA PK, I HA Rep. 87, Ministerium für Landwirtschaft, Domänen u. Forsten, Nr. 19443, Bl. 439.

Vgl. GStA PK, I HA Rep. 87, Ministerium f
ür Landwirtschaft, Dom
änen u. Forsten, Nr. 19443, Bl. 441.

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> A. F. zu Dohna-Schlobitten, *Erinnerungen*, S. 121.

彼の財務状況は好転し、その結果、彼は、城館の大々的改修を手がけることができたのである56。 では、その経営様式の内実は、どのように変わったか57。この間の変遷には、経営合理化の跡 は印されていたのであろうか。さて、「シュロビッテン世襲財産 № 61918年に相続したアレクサ ンダーは、東プロイセン西部に点在するドーナ家ゆかりの各所領中、シュロビッテンだけではな く、その西方に位置するプレーケルヴィツ<sup>59</sup> (Prökelwitz) も所有した。困難を極めた1924年から 1933年までの農業経営は、概して、はかばかしい状況にはなかったが、彼は、経営合理化を図っ て収益を上げる各種の方策を次々と打ち出す。先ず、プレーケルヴィツの管理のために、経営コ ンサルタントのカチャックの推薦を受けて、1926年、プリンツ(Hermann Prinz)が任用される。 翌1927年には、早くも、二つの分農場(Vorwerk)PachollenとStorchnestの収穫高が向上する。そ の主因は、甜菜や馬鈴薯のような畑作野菜(Hackfrüchte)を交えた新しい輪作方式の採用だっ た。1931年から1939年まで、気象状況に大きく左右された粗収益は、1 ヘクタール当たり 2 マル ク(RM)から120マルクの間を変動したが、おしなべて順調な好収益が続いたおかげで、農業 機械の近代化がもたらされる。農作業技術全般に亘り、有益なアドヴァイスを惜しまなかったプ ロイシェン(Gerhard Preuschen)の提案を採用したアレクサンダーは、1936年頃、東プロイセン 初の大型脱穀機(Dreschkasten)Stahl-Lanz DA 30の購入に踏み切る。ケーニヒスベルクの農業会 議所(Landwirtschaftskammer)の有力メンバーだったプロイシェンは、戦後、バート・クロイツ ナハ(Bad Kreuznach)のマックス・プランク研究所の労働経済・農業技術部門を率いて、その 道の権威となる専門人だった。

さらに、プレーケルヴィツでは、牧畜と育種がつとに盛んだったが、国防軍からの軍馬需要の大幅な拡大が見込まれた1930年代には、繁殖用牝馬は、35頭まで増えた。東プロイセン特有の軽種のウマ(Warmblutpferd)を育種するための品種改良の成果は、大きかったのである。こうして、ウマの頭数は、250を超える線まで増加したほか、ウシ650頭、ブタ1,000頭、そして、1,500頭の羊が飼育された。プレーケルヴィツにおける畜産の順調な進展は、明らかである。

そればかりではない。1,600ヘクタール規模のシュロビッテンに目を移すと、その経営様式は、プレーケルヴィツと大差なかったが、水はけの悪い粘土質の土地が大半を占めたため、農耕は決して容易ではなかった。耕地の収益性は、後者に比較するべくもなく低い水準に留まったのである。だが、1927年9月、管理人(Administrator)に任用されたウルリヒ・ボリス(Ulrich Boriß)の在任期間中に、経営様式の抜本的革新が行われる。同所領を構成する六つの農場には、それぞれ最適の輪作が適用されただけではなく、農耕に不向きな土地には柵が巡らされて、牧草地への転化が進んだ。その上、湿地の排水にも意が用いられた結果、農耕の牧畜への転換は、ブタとウシの増産に示される相当な成果を伴った。ウルリヒは、1934年、急死する。後任に選ばれた彼の弟コンラート(Konrad Boriß)の業績も忘れられてはならない。農業会議所での四年間の経験を経た彼のもとで、羊の飼育には、少なからぬ改善が施されたばかりではなく、1939年には、コンバインが導入され、機械の近代化が加速するとともに、農業経営の電化もまた大いに進捗した。

さらに、農耕放棄地のおよそ100ヘクタールの土地には植林が施された。林業の改善について

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> Vgl. A. F. zu Dohna-Schlobitten, *Erinnerungen*, S. 120 f.

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> 経営様式の合理化に関する以下の叙述は、A. F. zu Dohna-Schlobitten, *Erinnerungen*, S. 121-147に依拠する。

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> A. F. zu Dohna-Schlobitten, *Erinnerungen*, S. 118.

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> プレーケルヴィツは、フリードリヒ・アレクサンダー(1741-1810)が、世襲財産として、シュロビッテンに統合したシュロビッテン系ドーナ家の「別宅」だった。Vgl. Lothar Graf zu Dohna, *Die Dohnas und ihre Häuser. Profil einer europäischen Adelsfamilie*, Göttingen 2013, S. 739 u. 876 f.

は、1933年、林務長(Forstmeister)に採用されたティールシュ(Karl Christian Tielsch)の功績が大きい。エーベルスヴァルデ(Eberswalde)のプロイセン森林アカデミーで研鑽を積んだ林務官試補(Forstassesor)の彼は、森林経営から恒常的な黒字をもたらすことに成功する。その牽引役となったのは、杭などの港湾用建材に最適の頑丈で耐水性に富むカラマツ(Lärche)だった。アレクサンダーは、それを、ケーニヒスベルクとダンツィヒの港湾建築局に高価格で売り捌いたのである。彼は、自分の森林の逸品と言うべき、52メートルの高さにまで発育したカラマツを、シュヴァルツヴァルト(Schwarzwald)のモミの木と比べても何ら遜色のない「ドイツで最も背の高い樹木」と回想している。これに加えて、彼は、30年代半ばには、約50ヘクタールの設備を備えた養魚地経営を手掛ける。その特産品は、ほとんど鱗のないハイイロゴイ(Nebelkarpen)だった。ヘクタール当たりの純収益が農林業に比して数倍高い魚の養殖にも抜かりなく目を付けるアレクサンダーの才覚の一端が窺われるであろう。

こうして、彼の経営環境は、30年代に飛躍的に改善される。その恩恵に浴したのは、大土地所有者一族と経営スタッフだけではない。それは、計450人に上る常雇いの農業労働者のみならず、常勤の森林労働者20人、冬季だけ近隣の農民村落(Bauerndorf)から来る約40人の樵(Holzfäller)、さらには、夏季に農耕・開墾用地と果樹園で働く20人ほどの婦人労働者から成る「全経営の支柱」たる農林業労働者、ならびに、その他の労働者・使用人の全階層に行き渡った。農林漁業全般に亘る経営状況の好転を確認したアレクサンダーは、1936年、彼の城館の大々的改修を開始した。シュロビッテン系ドーナ家の大土地所有における経営様式の合理化は、明らかである。ここでは、「財政の漸次的健全化」60を伴う「経営の合理的形成」61が、間違いなく実現している。

#### 

「ドル債券」<sup>®</sup> (Dollarbonds) による返済を敢行した東プロイセンの大土地所有者は、ドーナ家だけではなかった。最大額184,800マルク = 44,000ドルの返済を行ったグレーベン家を初めとする別の六人の存在を確認することができるからである<sup>63</sup>。同家は、1933年以後の三年間に、183,300マルクの貨幣による償却も行ったので、併せて計368,100マルクに上る相当高額のアメリカ債の整理・縮小を敢行した計算になる。そして、この場合のアメリカ債の買い手は、ランデスバンクだった。「東部救済 – 財政健全化との関連」<sup>64</sup>で、ランデスバンクが債券を購入したのである。1925年時点で、同家の総土地所有13,375へクタールは、「家族基金」<sup>65</sup>(Familienstiftung)6,972へクタール、Arthur ならびにUnicoの所有地2,748へクタールと3,655へクタールの三種によって構成された。世襲財産を起源とする家族基金が、同家において、過半(52.13%)を占めたのである。したがって、グレーベン家は、土地所有の規模において、同じ東プロイセンの2万へクタールを

Ausschuß zur Untersuchung der Erzeugungs- und Absatzbedingungen der deutschen Wirtschaft (Enquete-Ausschuß), Die Lage der Landwirtschaft in Ostpreußen, Verhandlungen und Berichte des Unterausschusses für Landwirtschaft ( II. Unterausschuß), Bd. 8, Berlin 1929, S. 69.

<sup>61</sup> Ebenda.

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup> BArch Berlin, R 2301 Rechnungshof des Deutschen Reiches, Nr. 3242, fol. 33-35.

<sup>&</sup>lt;sup>63</sup> Groeben, Weissermel, Gruber, Pagel, Wernitz, Juedtzの六人。Vgl. BArch Berlin, R 2301 Rechnungshof des Deutschen Reiches, Nr. 3242, fol. 35.

<sup>&</sup>lt;sup>64</sup> BArch Berlin, R 2301 Rechnungshof des Deutschen Reiches, Nr. 3242, fol. 34.

超える「ドーナ家世襲財産」には及ばないものの、第一に、ウェーバーのいわゆる「大世襲財産」(5,000ヘクタール以上)に匹敵する域に達し、第二に、「世襲財産」と同じ属性の「譲渡制限財産」<sup>66</sup>(das gebundene Eigentum)としての「家族基金」を中核にしているという二重の意味で、その基本的性格をドーナ家と等しくする大土地所有者にほかならなかった。

このように、東プロイセンのドーナとグレーベンの事例からは、もとより、「東プロイセン救済策」ないしは「東部救済策」の枠組みの中に留まる限界を伴ったにせよ、それにもかかわらず、一方においては、アメリカ債の整理を決断し、「アメリカ資本市場への従属」からの脱却を図って自立性を強めつつ、同時に他方では、ドーナ家の実例から明らかなとおり、財政健全化(Sanierung)『をもたらす経営合理化を併せて実現しようとする二重の意味において前向きな姿勢を示した点で、一定の合理的根拠を持つ彼らの経営方針が浮かび上がるのである。一言にして、こうした意味における「大土地所有(者)の行動様式の経済的合理性」が指摘されてよいであろう。借換え措置用のアメリカ債を受領できた東プロイセンの大農場は、さして多くはなかった『のレーベンら六名とドーナは、上述の「合理的」態度を採りえた数少ない東プロイセン人であった。彼らの代表格のドーナ家とグレーベン家が、ともに、法形態(世襲財産と家族基金)こそ違え、事実上内容的に同質の「譲渡制限財産」の大土地所有者だったことも、印象に残る。ともあれ、アメリカ債の問題は、上述した諸点に鑑みて、東プロイセンにおける「大土地所有の合理的存在形態」を照らし出す重要な意味を併せ持つテーマだったと言いえよう。金融史・農業史の交錯と重畳の局面を指摘してよいと思われる。

## 5 エピローグ――「ロンドン債務協定」の歴史的意義

終わりに、本稿のエピローグとして、「ロンドン債務協定」の債務軽減の意義をめぐる以下の

<sup>65</sup> Monika Wienfort, Gerichtsherrschaft, Fideikommiss und Verein. Adel und Recht im ≫ modernen ≪ Deutschland, in: Jörn Leonhard and Christian Wieland (eds.), *What Makes the Nobility Noble? Comparative Perspectives from the Sixteenth to the Twentieth Century*, Göttingen 2011, S. 103.

<sup>&</sup>lt;sup>66</sup> Vgl. M. Wienfort, Fideikommiss, S. 98-103.

<sup>『</sup>アメリカ債は、農業経営の維持に寄与したのか、あるいは、その困難の固定化をもたらすだけだったのか、という財政健全化達成の有無を問うメルクマールの一つである。Vgl. Hans-Ulrich Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Bd. 4, Vom Beginn des Ersten Weltkriegs bis zur Gründung der beiden deutschen Staaten 1914-1949, 3. Aufl., München 2008, S. 283. ヴェーラーによれば、農業補助金の大部分は、健全化不能経営に費やされた。だが、彼は、その根拠を示していない。では、実際はどうだったか。注記の60に挙げた上記「アンケート委員会」は、東プロイセンの農業状態を検討しているが、その調査報告を見ると、1928年の100へクタール以上の大経営、合計3,602中、3,000を超える経営が、健全化可能だったと算定されうるのである。Vgl. Enquete-Ausschuß, Die Lage der Landwirtschaft in Ostpreußen, S. 69 f., 124 f. u. 128-131. ヴェーラーの見解には、疑問が残ると思われる。いずれにせよ、ワイマル期ドイツの大土地所有の経営構造に関する精査が求められよう。なお、ドーナ家を対象とする浩瀚な近作の著者、ローターは、「農場での日常の世界」を固有のテーマとして取り上げなかった。彼は、「東部救済策を必要としたのは誰か」等の、ワイマル末期以降の「農業危機」をめぐる「ドーナ家に関する詳細」を不問に付したのである。Vgl. L. G. zu Dohna. Die Dohnas, S. 622 u. 662 Anm. 148. それゆえ、2012~13年のわたしの連作(「大土地所有の苦闘」、「世襲財産と森林問題」)が開始した「ドーナ家の経営実態の解明」を目指す実証研究の方向性には、研究史開拓上の相応の意味が認められてよいであろう。

<sup>&</sup>lt;sup>68</sup> Vgl. A. F. zu Dohna-Schlobitten, *Erinnerungen*, S. 121.

論点を確認しておきたい。L. ガルと西牟田祐二の先行研究は、もとより貴重な成果ではあるが、本稿が重視した前史における戦前債務の軽減を等閑視している点で、必ずしも充分とは言えない箇所を残すことも否定できないだけに、この問題の検討には、研究史補正の若干の意義が認められるであろう $^{69}$ 。さて、ロンドンにおける困難な交渉のドイツ側全権アプス(Hermann J. Abs)自身が説明するとおり、135億マルクと算定された戦前債務は、いったん96億マルクに計算し直されるが、その後さらに軽減を加算して、最終的には73億マルクにまで引き下げられる $^{70}$ 。そして、160億マルクと算定された戦後債務は、70億マルクに軽減された。それゆえ、戦前と戦後を併せた債務総額は143億マルクと決する $^{71}$ 。この総額の点で、二つの先行研究は、ここでの数値と大差ない $^{72}$ 。だが、問題は、一方のガルにおいて、二つの軽減措置には全く言及されなかったとすれば、他方、後者にあっては、「戦後債務の大幅削減」だけが指摘されるに留まった点である。60億マルク以上もの戦前債務の相当大幅な削減が看過されてはならない $^{73}$ 。

では、債権者の連合国側が、「ロンドン債務協定」において、ドイツが負うべき債務の少なからぬ縮減を甘んじて受ける大幅な「歩み寄り」<sup>74</sup>を示し、債務問題の一体的<sup>75</sup>(en bloc)解決を受諾したのは、なぜか。確かに、第二次大戦の賠償金の支払いを禁じた第5条第2項を有する「ロンドン債務協定」が、賠償金の請求に対する「堡塁」<sup>76</sup>もしくは「防御盾」<sup>77</sup>として「道具化」<sup>78</sup>さ

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> Lothar Gall, *Der Bankier Hermann Josef Abs. Eine Biographie*, 3. Aufl., München 2005, S. 190 u. 195 f.; 西牟田祐二「1953年ロンドン債務協定に関する最近の研究動向」『社会経済史学』第73巻第 1 号、2007年 5 月、特に、85頁と92頁を参照。

Vgl. Hermann J. Abs, Die Wiederherstellung des deutschen Kredits, in: Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), Die Wiederherstellung des deutschen Kredits. Das Londoner Schuldenabkommen, Stuttgart und Zürich 1982, S. 32; Manfred Pohl, Konzentration im deutschen Bankwesen (1848-1980), Frankfurt am Main 1982, S. 421; ders., Die Entwicklung des privaten Bankwesens nach 1945. Die Kreditgenossenschaften nach 1945, in: Deutsche Bankengeschichte, Bd. 3, Vom Ersten Weltkrieg bis zur Gegenwart, S. 222.

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> Vgl. U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 10, 360, 427 u. 443.

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> Gall は145億マルク、西牟田は144億マルク。

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> いや、そればかりではない。研究史の批判と補正との関連で言えば、前述の「償却」には重大な問題が潜む。そこには、「ロンドン債務協定」に至る「前史」の「暗闇」(Dunkle)と言うべき研究史上の無視しえぬ空白が見え隠れするのである。詳細については、注記44に挙げた別稿を用意して論じるが、そこでの分析成果の要点をかいつまんで示せば、こうである。アメリカ債の償却には、「国内償却と国外送金の分離」の事態が必至である。要するに、ドイツ国内的には「償却」を終えたものの、アメリカにトランスファーされなかった言わば「消えた国内償却金」が残るのである。この間の一連の因果連関を、アメリカ・サイドに立って把握し簡略に定式化して示すと、次のようになるであろう。すなわち、ことアメリカ債に関する限り、少なくとも七千万ドル(2億9,400万マルク)を下回ることはなかったと見積もれる「アメリカ資本」は、アメリカ債を媒介環として巡り巡って、最終的には、ライヒスマルク形態で「ライヒの命令」により決定される「様々な目的」に振り向けられるという複雑に入り組んだ回路を迂回的に経由したのち、最終的には、「ヒトラー・ドイツ」体制存続のための資金源の一つに利用される結果を伴った、と。ここには、「ロンドン債務協定」の「前史」をめぐる深い「暗闇」が秘められていたのである。アメリカ債の本格的分析を欠く内外の研究史は、この重大な「暗闇」を明るみに出すことを怠ってきたのではあるまいか。問題を突き詰めるなら、ナチズム体制下の独米関係史の再検討と書き換えさえ迫られることになると思われる。Vgl. BArch Berlin, R 2 Reichsfinanzministerium, Nr. 13839, fol. 70.

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> H. J. Abs, Außenpolitik und Auslandsschulden. Erinnerungen an das Jahr 1952, Konstanz 1990, S. 18.

<sup>&</sup>lt;sup>75</sup> U. Rombeck-Jaschinski, *Londoner Schuldenabkommen*, S. 77.

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 9 u. 456.

<sup>&</sup>lt;sup>77</sup> L. Gall, *Bankier Abs*, S. 186.

れ、その結果、当該協定が、永きに亘って、「日蔭者」<sup>79</sup>に留まらざるをえなかった側面は否めない。30年以上もの長期間、「ロンドン債務協定が〔ドイツ〕連邦共和国の歴史意識において何らかの役割を果たすことは、全くなかったのである」<sup>80</sup>。「日蔭者」扱いされた主要な理由としては、第5条第2項ゆえに、賠償問題がドイツ統一まで先送りされたことだけではなく、協定のきわめて強い技術的性格に加えて、取り決められたドイツの義務が、つつがなく順調に果たされた事実も挙げられよう。しかし、前史を重視する視点から見たその歴史的重要性は、以下の点に明らかである。

ドイツ全権アプスと西ドイツ首相アデナウアー(Konrad Adenauer)の「全体的観点」と「基本構想」は、西ドイツの政治的主権を回復し、「西側の国家共同体の一員」として歩む道を定着させようとした一点において、「完全に一致」していた®1。それは、同時に、西ドイツを「西側国家」に組み込んで、最優先課題である「西側世界全体の防衛」と東西冷戦下の「西ヨーロッパの安定」を確保するためのアメリカ中心の連合国側の大方針に完全に合致する®。「昨日の債権者」が「明日の投資家」となる「建設的ドイツ政策」へと、連合国側が大きく転換しなければならなかった必然性が、ここにある®3。ドイツ経済の急速な再建には、とりわけドル形態での「新鮮な資本」®4の大量流入が求められる。イニシアチブを取るアメリカは、ますます重要性を増す「西ドイツ市場」を、「アメリカ資本」と「アメリカ商品」のために開かせようと腐心した®5。そして、「戦前債務」の整理・清算は、外国の投資家の信頼を取り戻すための絶対的前提にほかならなかった®5。戦前債務の問題が、その軽減措置を含めて、「ロンドン債務協定」をめぐる「協議の中心」「ジンとなったのは、以上の理由からである。戦前債務の相当大幅な軽減措置を重要な一環とする「ロンドン債務協定」における「ドイツ債務問題」解決の仕方は、したがって、冷戦体制を見据えた連合国側、とりわけ、アメリカの「体制史的パラダイム転換」の論理を、「導きの糸」(Leitfaden)とするものだったのである。

[本稿は、平成25年度~平成28年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究 (C)「ドイツ農業とアメリカ金融資本の歴史的相関——未公刊一次資料に基づく実証的基礎研究」(課題番号25380428)」、ならびに、平成26年度~平成28年度信託研究奨励金「ドイツ信託遺贈制(フィデイコミス Fideikommiss)の三つの課題に関する基礎研究——現代的意義・成立史・近代的利用」による研究成果の一部である]。

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup> U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 9.

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup> U. Rombeck-Jaschinski, *Londoner Schuldenabkommen*, S. 7.

<sup>&</sup>lt;sup>80</sup> Christoph Buchheim, Das Londoner Schuldenabkommen, in: Ludolf Herbst (Hrsg.), Westdeutschland 1945-1955.
Unterwerfung, Kontrolle, Integration, München 1986, S. 222.

<sup>&</sup>lt;sup>81</sup> Vgl. L. Gall, Bankier Abs, S. 199.

<sup>&</sup>lt;sup>82</sup> Vgl. U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 440.

<sup>&</sup>lt;sup>83</sup> Vgl. U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 73.

<sup>&</sup>lt;sup>84</sup> U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 74.

<sup>&</sup>lt;sup>85</sup> Vgl. L. Gall, Bankier Abs, S. 197.

<sup>&</sup>lt;sup>86</sup> Vgl. U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 73.

<sup>&</sup>lt;sup>87</sup> U. Rombeck-Jaschinski, Londoner Schuldenabkommen, S. 10.

Klaus Zernack, Preussen-Polen-Russland, in: Otto Büsch (Hrsg.), Preussen und das Ausland. Beiträge zum europäischen und amerikanischen Preußenbild am Beispiel von England, den Vereinigten Staaten von Amerika, Frankreich, Österreich, Polen und Ruβland, Berlin 1982, S. 119.